

令和 8 年度「学校体育施設等の利活用に関する調査」

に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業内容に関する評価 [50点]	25	25
	1-1 事業内容の妥当性、独創性	10	10
●	* 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。	5	
	* 1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。 〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕	5	10
	1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性	10	10
●	* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔その手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	10
	* 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。	5	
	1-3 作業計画の妥当性・効率性	5	5
●	* 1-3-1 各事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力 [22点]	12	10
	2-1 組織の類似事業の経験	—	4
	2-1-1 過去に学校施設やスポーツ施設の活用に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。	—	4
	2-2 組織の事業実施能力	12	3
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	6	
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		3
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制		3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		3
	3 業務従事予定者の経験・能力 [18点]	8	10
	3-1 業務従事予定者の類似事業の経験	—	5
	3-1-1 過去に過去に学校施設やスポーツ施設の活用に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性	8	5
	* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。	8	
	3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエルカンパニーの認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5

5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5	
5-1 賃上げの表明			
<p>以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする)</p> <p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>		5	
合 計 [100点]		45	55

※ この例では 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。

※ 基礎点の評価は必須とする要求要件を満たしていれば満点、満たしていなければ0点となります。基礎点には満点か0点のいずれかしかありません。そして一つの項目でも0点があれば、その競争参加者はその時点で不合格となります。

令和 8 年度「学校体育施設等の利活用に関する調査」に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	事業の実施方針			
	* 1-1-2 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
	* 1-2-1 手法に事業成果を高めるための工夫について	10	6	2
	* 1-3-1 事業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2	組織の経験・能力			
	2-1-1 類似調査の実績内容について	4	2	1
	2-2-2 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	3	2	1
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者が過去に「体育・スポーツ施設に関する調査研究」に関する類似の事業をした実績について	5	3	1
	3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
	4-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について			
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）			
	・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
	・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
	・認定段階 3		4	
	・プラチナえるぼし認定企業		5	
	・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		1	
	○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）			
	・プラチナくるみん		5	
		複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		

<ul style="list-style-type: none"> ・くるみん④（令和7年4月1日以降の基準） ・くるみん②③（平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ・トライくるみん ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準） ・行動計画 <p>○スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツエールカンパニー認定 ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定 ・Bronze（ブロンズ）認定 ・Bronze+（ブロンズプラス）認定 ・Silver（シルバー）認定 ・Silver+（シルバープラス）認定 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>4</p>
<p>5 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p>〔 5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。 〕</p>
<p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※ 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>	<p>5</p> <p>5</p>